

指定介護予防支援事業者の対象拡大

資料3

令和6年3月31日まで

事業対象者、要支援者に対するケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整等の指定介護予防支援業務については、現在、指定介護予防支援事業者として海南市の指定を受けた海南市地域包括支援センターが業務を実施しています。なお、その業務の一部について、居宅介護支援事業所に委託できると定められています。

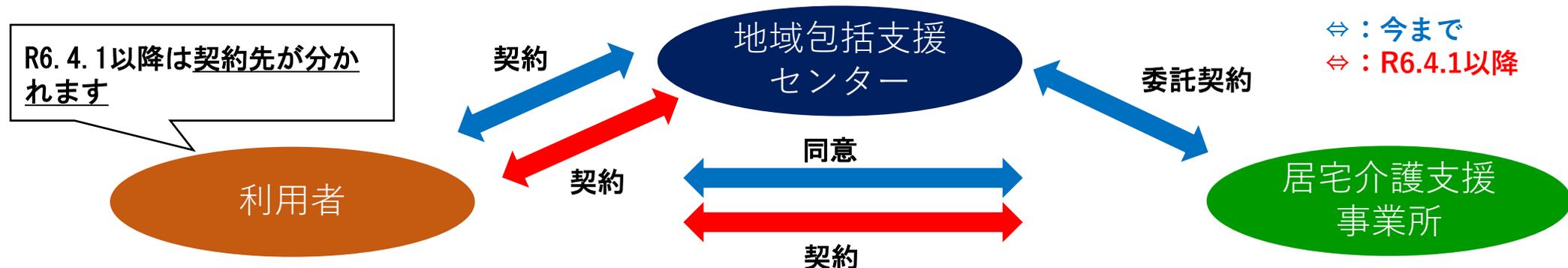


令和6年4月1日以降

居宅介護支援事業所が、市から指定介護予防支援事業者として指定を受け、業務を実施できるようになります。

→ 地域包括支援センターを介すことなく、利用者と直接契約し、事業を実施することが可能になります。

※介護予防ケアマネジメントについては、今までどおり地域包括支援センターから一部委託を受け、実施することになります。



指定介護予防支援事業者の対象拡大

概要

【介護予防支援】

※厚労省資料から一部抜粋

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位
なし

<改定後>

介護予防支援費 (I) 442単位 ※地域包括支援センターのみ
介護予防支援費 (II) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし

▶ 特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

なし

▶ 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

なし

▶ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防支援費
(II) のみ

指定介護予防支援事業者の対象拡大

※厚労省資料から一部抜粋

